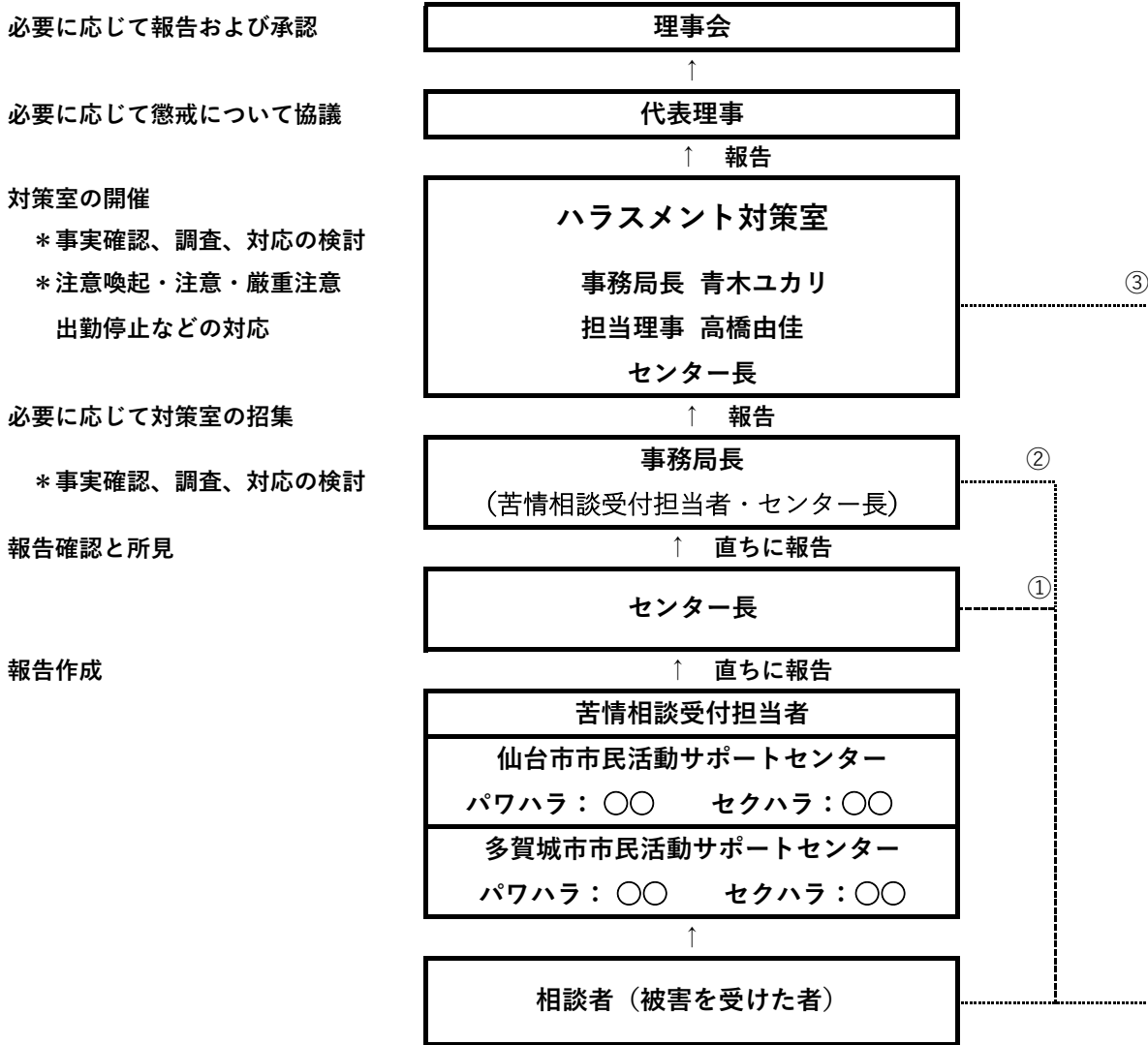


# セクハラ・パワハラ対応の流れ

2018年 9月12日より実施



\* 苦情相談受付担当者は、ハラスメント対策室と代表理事の協議によって決定し、事務局長より4月11日までに発表する。異動があった場合はすみやかに新たな担当者を発表する。

\* 苦情相談受付担当者は、相談があった場合別紙報告書に則り作成すること。その際、原則相談者および加害者とされる者に助言を与えてはならない。

\* 相談者は、原則苦情相談受付担当者に相談する。ただし、急を要する場合や苦情相談受付担当者が加害者とされる者の時は、センター長(①)、事務局長(②)またはパワハラ対策室担当理事(③)に直接相談できる。

※規定類のWEB公開にあたり担当スタッフの名前は伏せ字処理をしています